

県本部各部課長  
殿下各警察署長

共	00	00	10	31	5年
---	----	----	----	----	----

宮本厚第112号  
令和5年3月1日  
警務部長

受動喫煙防止対策の徹底について（通達）

これまで、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）に基づき、望まない受動喫煙の防止を図っているが、改めて下記事項について所属職員へ周知を図り、受動喫煙防止対策を徹底されたい。

記

1 趣旨

改正法に基づく望まない受動喫煙を防止するため、宮城県警察が管理する庁舎の敷地内を禁煙とし、来庁者及び職員の健康保持増進を図るもの。

2 受動喫煙防止対策

(1) 宮城県警察が管理する庁舎の敷地内での喫煙は禁止する。

ただし、改正法に規定された特定屋外喫煙場所を敷地内に設置した場合は、特定屋外喫煙場所以外の場所での喫煙は禁止する。

(2) 公用車両内での喫煙は禁止する。

3 特定屋外喫煙場所を設置する場合の基準等

(1) 特定屋外喫煙場所は、次の三項目全ての要件を満たすこと。

ア 建物から離れた場所や屋上等、喫煙目的以外で、通常、施設利用者が立ち入らない場所に設置すること。

イ 喫煙場所と非喫煙場所が、最低限、ロープ等により明確に区別されていること。

ウ 喫煙場所であることが認識できる標識を掲示すること。

標識例については別添1のとおりとするが、喫煙場所であることが明示できれば、この限りではない。

(2) 特定屋外喫煙場所を設置する場合は、近隣の建物等に隣接するような場所に設置することがないように配慮すること。

(3) 喫煙の対象となるたばこは、いわゆる、紙巻きたばこ、加熱式たばこ、電子たばこ等、たばこ類似品を含む全てのたばことする。

(4) 特定屋外喫煙場所へは灰皿等を設置しないこと。

(5) 宮城県警察以外が管理権原を有する施設に入居する高速道路交通警察隊及び鉄道警察隊は、当該施設の管理権原者の判断によること。

(6) 警察学校学生寮、機動隊独身寮及び駐在所の居住部分については、改正法の適用対象外であるが、望まない受動喫煙防止に配慮した対応に留意すること。

(7) 特定屋外喫煙場所は、原則として職員専用とすること。

(8) 特定屋外喫煙場所の設置場所が、庁舎の屋上等、庁舎管理上の規制が必要な場合は、夜間の施錠管理等についても配慮すること。

(9) 特定屋外喫煙場所付近の火災予防には十分注意すること。

4 来庁者に対する説明

来庁者に対しては、改正法の趣旨を踏まえ、敷地内での喫煙禁止について理解と協力を求めること。

5 報告

この通達発出以降に特定屋外喫煙場所を設置、移設又は廃止する場合は、事前に別添2「特定屋外喫煙場所に関する届出書」により厚生課健康管理センターに報告すること。

別添 2

健康管理責任者 殿  
(警務部厚生課長)

官 〇 〇 号 外  
令和〇年〇月〇日  
健 康 管 理 者  
( 所 属 長 )

### 特定屋外喫煙場所に関する届出書

区 分 (〇で囲む)	新規設置 ・ 移設 ・ 廃止
予定年月日	令和〇年〇月〇日
理 由	
設置予定場所 の見取図 (新規設置または 移設の場合)	
備 考	